

業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度秋保エリア、作並・定義エリア、泉西部エリア外国語版マップ制作業務

2. 事業の目的

訪日外国人観光客の仙台市西部地区への誘致促進および着地でのエリア内回遊の向上を目的とし、新たに外国人観光客向けの仙台西部3エリア（秋保エリア、作並・定義エリア、泉西部エリア）の旅あるきマップを作成するもの。

現行「旅あるきマップ日本語版」の手描きデザインから、写真付きでエリアの主要案内に特化し、情報提供ができる内容へと刷新し、各種イベント時や、観光案内所、観光・宿泊施設等での案内時に、より実用性の高いツールとして活用できる様、多言語（英語・繁体字）で制作を行う。

受託者は、この目的を十分に理解し、（公財）仙台観光国際協会（以下、「発注者」という）と十分協議のうえ、業務を履行すること。

3. 委託期間

契約締結日より令和9年1月29日（金）まで

4. 事業内容

（1）外国語版マップの版下データの作成業務

イ）サイズはA3サイズ両面とし、外国人観光客目線で使いやすい観光マップでかつ、エリア内事業者が外国人受入、案内の際に使い勝手の良い実用的な観光マップデザインを提案し、発注者と協議の上、決定した版下データを制作し納品すること。

ロ）版下データは編集可能なものを納品することとし、アウトライン化前のデータ及びアウトライン化後のデータ、並びにリンクファイルを合わせて提出すること。

ハ）適宜ピクトグラムやイラスト図を制作しマップ上に配置すること。

ニ）言語は、基礎となる日本語版を制作の上、発注者が最終的な校正確認を行った後、2言語（英語、繁体字中国語）に翻訳し納品すること。なお、翻訳については対象言語を母国語とし、かつ日本語を十分理解する者が行い、必ずダブルチェックを行うこと。

ホ）掲載必須コンテンツについて

以下7コンテンツについては、掲載を必須とする。詳細内容は提案とするが、最終的には発注者と協議の上決定するものとする。

① 地図

秋保エリア、作並・定義エリア、泉西部エリアの3種に分けマップの表面に記載し制作を行うこと。なお、各地区の地図については発注者と協議の上、詳細範囲を決定することとする。裏面への地図の記載は任意とする。

② タイトルデザイン

どの地区のマップであるかが一目で分かるビジュアルとし、外国人観光客が視認しやすいデザインとする。あわせて、言語毎に明確な区別がつくものとする。

③ 店舗・施設情報

地域の店舗や観光施設（観光案内所を含む）について、地図上にナンバリングの上、写真とともに店舗・施設情報と住所を記載すること。また、店舗名については日本語表記も追加し、外国人観光客が日本語表記を参考に店舗・施設を見つけられるようにするものとする。

④ 宿泊施設情報

主な宿泊施設の一覧および日帰り温泉が利用できる施設の情報を掲載すること。

⑤ お得なチケット情報

仙台まるごとパス、仙台エリアパス、仙台西部地区まる⑨クーポン等、外国人観光客にとって有益なチケット情報を掲載すること。

⑥ 仙台市公式観光情報サイト「Discover SENDAI」への導線を必ず入れること。また各地区のマップにおいて、秋保エリアには「秋保温泉旅館組合サイト」、作並・定義エリアには「作並温泉旅館組合サイト」「定義観光協会サイト」、泉西部エリアには「泉かむりの里観光協会サイト」への導線を必ず入れること。

⑦ アクセス情報

仙台駅から各エリアへのアクセス方法を掲載すること。また主要な観光スポット周辺のバス路線情報を地図上に掲載すること。

5. 著作権

本業務で作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本業務により作成された業務の成果物の著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) この契約によって作成された印刷物の原版は、受託者に帰属するものとする。
- (3) 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (4) 受託者は、発注者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- (6) 制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- (7) 受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

6. 納入期限

秋保エリア 令和8年12月1日（火）

作並・定義エリア 令和9年1月29日（金）

泉西部エリア 令和9年1月29日（金）

7. 納入場所

仙台観光国際協会が指定する場所

8. 業務完了報告

受注者は業務完了後、発注者へ業務完了届を提出すること。

9. 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

10. 契約に関する条件

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できることとし、基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。

11. 特記事項

手配項目には含まれてはいないが、事業実施にあたり必要であると思われる費用があれば、これを見積に計上すること。